

## 軽症高額の該当について

指定難病の申請を保健所等にした日もしくはする予定の日（これを申請日とします）以前の12か月以内に同一の月に受けた指定難病に係る医療費総額が33,330円を超えた月数が3月以上ある方が該当になります。

\* 指定難病に係る医療費とは、指定難病と指定難病に付随して発生する病気に関する医療費を言います。

\* 指定難病に付随する病気については、かかっている医師等にご確認ください。

申請方法は以下のとおりです

通常の申請書類一式に加えて、以下の書類が追加が必要です。

- ① 別紙様式「医療費申告書」に必要事項を記入した書類。
- ② 別紙様式「医療費申告書」に記入した受診日の医療費が確認できる領収書等（領収書原本とコピー・医療機関が発行した領収証明書・その他指定難病の医療費の金額であることが確認できるもののいずれか一つ）。

\* 指定難病に係る医療費以外の領収書等では、申請できません。必ず指定難病にかかる医療費の領収書等をご用意ください。

\* 認定には審査があります。認定されない場合には、書面でお知らせします。